

医療費窓口負担や入院時の食事代が軽減される認定証の更新を忘れずに！

1カ所の医療機関などに支払う医療費の窓口負担が、自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」や入院時の食事代などの標準負担額（自己負担額）が軽減される「標準負担額減額認定証」などの有効期限は、7月31日（火）までです。

国民健康保険の被保険者は、引き続きこの認定証の交付を受けるには、改めて申請が必要です。更新に必要なものを持って、役場1階2番窓口までお越しください。

後期高齢者医療の被保険者で「標準負担額減額認定証」を既にお持ちの人は、今年も適用区分が低所得者Ⅰ・Ⅱ（町民税非課税世帯）に該当すれば、7月下旬に新しい認定証を郵送します。（申請手続きは不要です）

新たに適用区分の低所得者Ⅰ・Ⅱに該当された人は、申請手続きが必要です。6月下旬にご案内を郵送していますのでご確認ください。

医療費1カ月の自己負担限度額（70歳未満）

適用区分	過去12カ月間の世帯内の高額療養費支給回数		対象となる認定証
	3回目まで	4回目以降	
B 一般	80,100円 + 267,000円を超えた総医療費の1%を加算	44,400円	限度額適用認定証
A 上位所得者	150,000円 + 500,000円を超えた総医療費の1%を加算	83,400円	
C 低所得者（*）	35,400円	24,600円	限度額適用・標準負担額減額認定証

医療費1カ月の自己負担限度額（70歳以上）

適用区分	負担割合	自己負担限度額		対象となる認定証
		外来	外来+入院	
一般	1割	12,000円	44,400円	限度額適用認定証
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円 + 267,000円を超えた総医療費の1%を加算 (4回目以降は44,400円)	
低所得者Ⅱ（*）	1割	8,000円	24,600円	限度額適用・標準負担額減額認定証
低所得者Ⅰ（*）	1割	8,000円	15,000円	

入院時の食事代の標準負担額

適用区分	標準負担額	対象となる認定証
一般・上位所得者・現役並み所得者	1食 260円	限度額適用・標準負担額減額認定証
C 低所得者（*） （70歳未満）	過去12カ月間で90日までの入院 1食 210円	
低所得者Ⅱ（*） （70歳以上）	過去12カ月間で90日を超える長期入院 1食 160円	
低所得者Ⅰ（70歳以上）（*）	1食 100円	

（*）国民健康保険では世帯主と被保険者全員が、後期高齢者医療では世帯全員が町民税非課税の人（Ⅰ・Ⅱの区分などは申請時にお調べします）

申請に必要なもの 印鑑、保険証、現在お持ちの認定証、90日を超える入院がある人は、領収書など入院日数の確認ができるもの

問合せ 国民健康保険については、住民課国保年金G（内線135）
後期高齢者医療保険については、住民課医療G（内線137）

国民年金保険料免除制度について

国民年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納める必要があります。1カ月の保険料は、14,980円（平成24年度）ですが、経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、保険料が全額免除または一部納付（一部免除）となる制度があります。

■ 免除と未納はこんなに違います！

区分	老齢基礎年金を受けるための資格期間	老齢基礎年金の年金額の計算	障害・遺族年金を受けるとき	所得審査を受ける人
全額免除	○ 受給資格期間となる	○ 一部算入される	○ 納付した場合と同じ	本人 配偶者 世帯主
4分の1納付 3,750円を納める	○ 受給資格期間となる	○ 一部算入される	○ 納付した場合と同じ	本人 配偶者 世帯主
半額納付 7,490円を納める	○ 受給資格期間となる	○ 一部算入される	○ 納付した場合と同じ	本人 配偶者 世帯主
4分の3納付 11,240円を納める	○ 受給資格期間となる	○ 一部算入される	○ 納付した場合と同じ	本人 配偶者 世帯主
未納	× 【期間に算入されない】	× 【計算に算入されない】 追納できない	× 【受け取れない場合がある】	

- * 保険料の全額免除や一部納付などの承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。
- * そこで、これらの期間は、10年以内であれば、あとから保険料を納めること（追納）ができます。
- * 追納する場合は、保険料免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納すると、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

■ 全額免除や一部納付の対象となる所得基準

前年所得が次の計算式で計算した金額の範囲内であることが必要です。

- 全額免除 → (扶養親族の数 + 1) × 35万円 + 22万円
- 4分の1納付 → 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額など
- 半額納付 → 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額など
- 4分の3納付 → 158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額など

平成24年度の申請受付は、7月からとなります。申請対象期間は、平成24年7月から平成25年6月までの保険料納付がない期間です。この期間の申請には、前年（平成23年）中の所得の申告が必要です。所得申告のない人は、申請できませんので、所得申告を済ませてから申請してください。また、平成24年1月1日に幸田町に住所のない人は、平成24年1月1日の住所地から所得と扶養親族・社会保険料控除などがわかる証明書をお取り寄せの上、下記の窓口で申請してください。

申請・問合せ 住民課国保年金G（内線136）
岡崎年金事務所 国民年金課 ☎23-2515

●こんなときは減免が受けられます

申請により受けられる国民健康保険税の減免は、下表のとおりです。

減免の判定基準	減免される税額														
世帯主と被保険者の前年の所得額の合計が300万円以下の世帯で、生計の中心となっていた被保険者が失業や事業の休廃止などにより当年の所得額が2分の1以下に減少すると見込まれる世帯（非自発的失業者の軽減措置を受ける世帯で、その税額の方が低額となる世帯を除く）	所得割額の半額（非自発的失業者の軽減措置を受ける世帯で、その税額の方が高額となる世帯は、その差額）														
災害などにより、生計の中心となっていた被保険者が死亡した世帯	死亡後に到来する納期の納付額の全額														
災害などにより、生計の中心となっていた被保険者が障害者となった世帯	障害者となった日以後に到来する納期の納付額の9割														
災害などにより、被保険者の居住する住宅や家財に相当の損害を受けた世帯で、前年の所得額の合計が下表の区分にある世帯	災害を受けた日以後に到来する納期の納付額に対し下表の区分による額														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯の区分（前年の所得額の合計）</th> <th colspan="2">減免される額</th> </tr> <tr> <th>全壊・全焼</th> <th>半壊・半焼</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td>全額</td> <td>半額</td> </tr> <tr> <td>300万円を超え450万円以下</td> <td>8割</td> <td>4割</td> </tr> <tr> <td>450万円を超え600万円以下</td> <td>半額</td> <td>2割</td> </tr> </tbody> </table>	世帯の区分（前年の所得額の合計）	減免される額		全壊・全焼	半壊・半焼	300万円以下	全額	半額	300万円を超え450万円以下	8割	4割	450万円を超え600万円以下	半額	2割
世帯の区分（前年の所得額の合計）	減免される額														
	全壊・全焼	半壊・半焼													
300万円以下	全額	半額													
300万円を超え450万円以下	8割	4割													
450万円を超え600万円以下	半額	2割													
固定資産税額（土地・家屋）の減免を受けた世帯	減免となった固定資産税額による資産割額														
被保険者が少年院などの施設に収容、または刑事施設や労務場などの施設に拘禁された世帯	被保険者が拘禁などされた期間に対する税額														
被保険者が心身障害者医療費受給者証の交付を受けた世帯で、その世帯主と被保険者の前年の所得額の合計が300万円以下の世帯（軽減を受けた世帯を除く）	均等割額・平等割額の2割														
被保険者が母子家庭等医療費受給者証の交付を受けた世帯で、その世帯主と被保険者の前年の所得額の合計が300万円以下の世帯（軽減を受けた世帯を除く）	均等割額・平等割額の2割														
社会保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより加入した65歳以上の被扶養者であった被保険者(旧被扶養者)がいる世帯で、下表の区分による世帯	旧被扶養者に対する所得割額・資産割額の全額、7割または5割軽減を受けた世帯を除く世帯の下表の区分による額														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯の区分</th> <th>さらに減免される額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧被扶養者以外にも被保険者がいる世帯</td> <td>旧被扶養者に対する均等割額の半額（2割軽減世帯は3割）</td> </tr> <tr> <td>旧被扶養者以外には被保険者がいない世帯</td> <td>均等割額・平等割額の半額（2割軽減世帯は3割）</td> </tr> </tbody> </table>	世帯の区分	さらに減免される額	旧被扶養者以外にも被保険者がいる世帯	旧被扶養者に対する均等割額の半額（2割軽減世帯は3割）	旧被扶養者以外には被保険者がいない世帯	均等割額・平等割額の半額（2割軽減世帯は3割）								
世帯の区分	さらに減免される額														
旧被扶養者以外にも被保険者がいる世帯	旧被扶養者に対する均等割額の半額（2割軽減世帯は3割）														
旧被扶養者以外には被保険者がいない世帯	均等割額・平等割額の半額（2割軽減世帯は3割）														
世帯主と被保険者の町民税が非課税の世帯（軽減を受けた世帯を除く）	均等割額・平等割額の2割														

●納付は便利な口座振替で

国民健康保険税の納付には、便利な口座振替をご利用ください。

なお、世帯主が65歳以上の被保険者で、その世帯に65歳未満の被保険者がいない人は、口座振替の人などを除き、受給する年金から天引きされます。

問合せ 住民課国保年金G（内線 135）

平成24年度 国民健康保険税はこうなります！

国民健康保険税は、世帯ごとに計算され、世帯主が納税義務者となります。世帯主本人が被保険者でなくとも、その世帯に被保険者がいれば、その世帯主に課税されます。

国民健康保険税は、所得割・資産割・均等割・平等割をそれぞれ医療保険分・後期高齢者支援分・介護保険分（40歳から64歳までの人）ごとに計算した合計額を年税額として、7月から翌年2月までの年8回に分けて納付していただきます。

平成24年度の国民健康保険税の概要は、次のとおりですが、具体的な税額などは、7月中旬に郵送される納税通知書でご確認ください。

●税率などは変更ありません

平成24年度の税率や賦課限度額は、下表のとおり平成23年度と変わりありませんが、国民健康保険税は、被保険者の医療費に充てられる大切な財源であり、その被保険者間で公平に負担していただくよう税率などが決められていますので、必ず納期限までに納めましょう。

課税区分	課税対象	医療保険分	後期高齢者支援分	計	介護保険分
所得割	前年の所得から33万円を控除した額	5.00%	1.60%	6.60%	1.27%
資産割	固定資産税額（土地・家屋）	12.00%	4.00%	16.00%	3.90%
均等割	被保険者1人当たり	24,800円	5,600円	30,400円	9,800円
平等割*1	1世帯当たり	21,000円	4,400円	25,400円	3,800円
課税限度額		51万円	14万円	65万円	12万円

*1 国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行したことにより、国民健康保険の被保険者が1人となった世帯は、移行後5年間を限度に平等割額（医療保険分・後期高齢者支援分）が半額となります。

●低所得者は税額が軽減されます

低所得者については、下表のとおり税額が軽減されます。

軽減の対象	軽減の判定基準	軽減される税額
世帯主・被保険者・旧被保険者*2の前年の所得額の合計（65歳以上の公的年金などの所得からは15万円を控除）	前年の所得額が33万円以下	均等割額・平等割額の7割
	前年の所得額が33万円＋24.5万円×（世帯主を除く被保険者・旧被保険者の人数）以下	均等割額・平等割額の5割
	前年の所得額が33万円＋（35万円×被保険者・旧被保険者の人数）以下	均等割額・平等割額の2割

*2 旧被保険者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行して5年以内の人。

●倒産や解雇などによる非自発的失業者に対する軽減措置があります

平成21年3月31日以降に離職し、雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者として失業等給付を受ける人は、申告により、離職の翌日から翌年度末までの期間において、前年所得のうち給与所得を100分の30として所得割額を計算し、低所得者の税額軽減についても、同様に判定します。

対象となる雇用保険受給資格者証の離職理由の番号	
特定受給資格者	11・12・21・22・31・32
特定理由離職者	23・33・34

「幸田町事業仕分け」の対象事業が決まりました！

7月21日(土)と22日(日)の2日間にわたり実施される「事業仕分け」の対象14事業が、町民代表や学識経験者などで構成する「事業仕分け委員会」において決定しました。

「事業仕分け」はどなたでも傍聴いただけます。
ぜひ会場へご来場ください。

<初日> 7月21日(土) 開場：午前8時30分 中央公民館ホール

No.	担当課	予算事業名	事務事業名など	時間(予定)
開会式				9:00 - 9:20
1	こども課	住民広場等設置整備事業	住民広場等設置整備事業	9:20 - 10:00
2	こども課	児童館管理運営事業	児童館管理運営事業	10:10 - 10:50
3	産業振興課	地域農政総合推進事業	道の駅管理業務	11:05 - 11:45
昼休み				11:45 - 12:50
4	産業振興課	雇用対策事業	雇用対策事業	12:50 - 13:30
5	生涯学習課	町民会館管理運営事業	文化振興事業交付金	13:40 - 14:20
6	生涯学習課	放課後子ども教室事業	放課後子ども教室事業	14:35 - 15:15
7	生涯学習課	文化財保護事業	文化財調査事業(本光寺関連)	15:25 - 16:05
閉会				16:05 - 16:10

<2日目> 7月22日(日) 開場：午前8時30分 中央公民館ホール

No.	担当課	予算事業名	事務事業名など	時間(予定)
開会				9:00 - 9:05
1	税務課	町税賦課徴収事業	町税賦課徴収事業	9:05 - 9:45
2	環境課	環境衛生一般事業	新エネルギーシステム等設置費補助事業	9:55 - 10:35
3	住民課	保健事業(国民健康保険特別会計)	健康指導事業	10:50 - 11:30
4	福祉課	老人生きがい対策事業	(社)幸田町シルバー人材センター運営事業補助金	11:40 - 12:20
昼休み				12:20 - 13:20
5	福祉課	社会福祉総務一般事業	(社)幸田町社会福祉協議会運営事業補助金	13:20 - 14:00
6	健康課	健康の町推進事業	各種講座等の開催	14:10 - 14:50
7	健康課	健康増進法保健事業	歯周病検診委託料	15:05 - 15:45
閉会式				15:45 - 15:50

町民目線と外部目線の双方から事業仕分け

今年の事業仕分けは、コーディネーターとして滋賀大学 石井良一教授のご協力をいただき、昨年からの町民目線に加え、外部目線として石井教授が主宰する滋賀大学事業仕分け研究会の皆さんにも加わっていただき事業仕分けを実施します。

○事業仕分け人(敬称略)

安藤 達也 杉森 順子
鈴木 誠 高井 浩安
高橋 貴士 鶴田 智博
浜原 弘也 本田 精治

*このほか、滋賀大学事業仕分け研究会から3人が仕分け人として参加します。

滋賀大学 いしりょういち 石井良一教授プロフィール

滋賀大学社会連携研究センター教授(公共経営担当)
滋賀大学事業仕分け研究会を主宰し、昨年は西尾市など5市の事業仕分けを実施(通算で29回)。

問合せ 総務課人事行革G(内線323)

西三河イベントだより

刈谷市

天下の奇祭「万燈祭」^{まんどまつり}

愛知県無形民俗文化財に指定され、230年以上の歴史がある伝統的な祭です。若者が武者人形をかたどった約60kgの「万燈」を担ぎ、笛と太鼓の囃子に合わせて勇壮に舞います。初日の「新祭」では若者たちが万燈を担いで市内を練り歩き、2日目の「本祭」では秋葉社の境内で舞が奉納されます。

とき 新祭…7月28日(土)午後4時30分～ 本祭…7月29日(日)午後5時～

ところ 秋葉社周辺(JR・名鉄刈谷駅および名鉄刈谷市駅下車)

問合せ 刈谷市観光協会 ☎0566-23-4100



安城市

新美南吉のまちづくりを進めています^{にいみなんきち}

安城市は、「南吉が青春を過ごしたまち 安城」をキャッチフレーズとして、平成25年の新美南吉生誕百年を記念し、さまざまな事業を展開して南吉の顕彰と普及に努めます。

●昭和初期(特に昭和13年から17年)の情報をご提供ください

新美南吉の写真や資料、安城高等女学校の写真、JR安城駅周辺の写真や地図など

●「ギャラリー&カフェ南吉館」にお越しください

新美南吉をより深く知るためのスペースとして、今年4月28日に安城市御幸本町にオープンしました。

問合せ 安城市企画政策課南吉プロジェクト係 ☎0566-71-2204

西尾市

2012西尾祇園祭

●祇園祭 江戸時代より300年以上に渡り受け継がれる祇園祭。土曜日は、

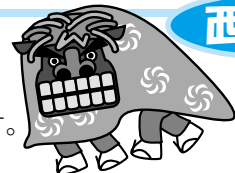
大名行列をはじめ、みこしや獅子舞が、時代絵巻さながらに市街地を練り歩きます。

とき・ところ 7月14日(土)午後5時～9時30分 西尾駅西側の市街地一帯

●踊ろっ茶・西尾!! たくさんのグループが趣向を凝らした衣装や踊りで祇園祭のフィナーレを飾ります。

とき・ところ 7月15日(日)午後4時～8時30分 西尾駅西側の市街地一帯

問合せ 西尾祇園祭協賛会事務局(商工観光課内) ☎0563-56-2111(内線3707)



豊田市

第44回 豊田おいでんまつり

●おいでんファイナル おいでんまつりのテーマ曲にあわせて、パレード型で踊ります。市内15カ所で開催される「マイタウンおいでん」から選出された踊り連が、「魅せる踊り」で真夏の夜を盛り上げます。

とき・ところ 7月28日(土)午後5時～8時30分 名鉄豊田市駅前通り一帯および竹生線 ※小雨決行

●花火大会 スターマイン、仕掛け花火、メロディ花火など約13,000発の花火が夜空を彩ります。

とき・ところ 7月29日(日)午後7時10分～9時 矢作川河畔(白浜公園一帯) ※雨天決行、荒天および河川増水時は中止。なお、両日とも混雑が予想されますので、公共交通手段をご利用ください。

問合せ 豊田おいでんまつり実行委員会事務局(豊田市商業観光課内) ☎0565-34-6642

岡崎市

日本多忠次邸復原記念「徳川四天王本多忠勝と子孫たち」～岡崎藩主への軌跡～

譜代大名本多家約260年の歴史を追うとともに、本多忠勝所用の黒糸威胴丸具足(重要文化財)をはじめとする歴代当主ゆかりの名宝を一堂に展示します。

とき 7月7日(土)～8月19日(日) 午前10時～午後5時(入場は午後4時30分まで)

*月曜日は休館。ただし7月16日(祝)は開館、7月17日(火)は休館。

ところ 岡崎市美術博物館(岡崎市高隆寺町字峠1)

観覧料 一般1,000円(800円)、小中学生500円(400円)

※()内は20人以上の団体料金。※各種障害者手帳の交付を受けている人とその介助者は無料。

問合せ 岡崎市美術博物館 ☎28-5000



碧南市

碧南海浜水族館 30周年記念特別展

●水族館の夏祭り2012 これまでに開催した数々の特別展を夏祭りの屋台風ブースで振り返ります。

とき・ところ 7月21日(土)～9月2日(日) 碧南海浜水族館

入館料 大人(15歳以上)520円、小人(4歳以上15歳未満)210円、4歳未満 無料

●水族館のウラ話 水族館のお魚はどこから運ばれてくるの? えさは? そんな水族館の謎を紹介します。

とき・ところ 7月4日(水)～9月2日(日) 青少年海の科学館 *入館料無料

問合せ 碧南海浜水族館 ☎0566-48-3761